

第32回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和7年（2025年）7月24日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所3階 第1・2会議室
3. 出席者 委員7名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、只野委員、三井委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、白石係長、桑代主任）

【炭谷会長】 これより第32回の審議会を開催します。事務局より説明をお願いします。なお、分量が多くなっていますので、いくつかの項目ごとに区切って事務局より説明いただき、その部分に対してのご意見を委員よりいただければと思います。

【事務局】 本日もよろしくお願いします。前回お示しした答申（案）からの修正点を主に説明差し上げたいと思いますが、細かな言葉の修正部分は時間の都合上割愛させていただければと思います。

（事務局より、答申（案）の1.～3.について説明）

【炭谷会長】 まず、1.～3.の部分について、ご意見がある方はご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【神田委員】 表現の問題ですが、「司法判決」という表現は違和感がありますので、「判決」又は「司法判断」とするのがよいと思います。

【三井委員】 冒頭の部分で、以前まであった「国立市が全国の人権行政のトップランナーとしての役割を」というような趣旨の一文が今回削除されています。トップランナーという言葉に戻して欲しいということではないのですが、やはり、国立市がこれまでやってきたことが全国に先駆けた・積極的な動きだったということ、今後もしっかりと対応していくのだということをも文言として入れていただきたいと思います。また、認知のされやすい人権課題・されにくい人権課題というような記述の部分ですが、読んでみて少しわかりづらいのかなと思います。例示として、しょうがいしゃの車いすに対する合理的配慮と性的マイノリティが記載されていますが、あくまで例示ではあるのですが、このように対比されてしまうと、全てがそのように見えてしまうというか、車いすであっても性的マイノリティであっても、個別個別で状況が違うと思うため、このように比較して書いてしまってよいのかなという疑問があります。

【炭谷会長】 確かに、誤解を与えかねないかとも思いますので、表現を工夫してみたいと思います。

【事務局】 今、三井委員からいただいた部分についてですが、例示の案が、場合によっては例えば車いすなどのいわゆる身体的なしょうがいしゃの人権問題というのは見えやすく、性的マイノリティの人権問題が見えにくいというような感じでちょっと文章が見えてしまうかと思いますが、しょうがいしゃの方であっても、見えやすい問題と見えにくい問題もあり、性的マイノリティに関しても同様のことがあると思うので、単純にその比較ができるわけではないと思いますので、また少し表現を検討してみたいと思います。

【三井委員】 人権教育の部分についてです。とにかく私は、自分のやった出前授業がなきものとされ、事実を話すなど言われたことがあります。事実を話すなど言われたことがすごいショックで問題を感じています。差別を教える教師がその差別を隠せという。教師たちの意識は何なのか。人権教育を行う意識が疑われます。もっと人権問題とは何ぞやということを教師たちは徹底討論すべきです。差別問題にも意識を持ち、伝えていくべきです。紙の上で勉強したって、はね返ってこない。研修のあり方にも問題があると思います。今の文章の修正意見としては、当事者が、事実を隠さず自らの言葉で語るということを入れ込んでいただけたらいいのかなと思います。

【炭谷会長】 本当の意味で、生徒に伝わるような、生徒が理解できるような形で人権教育が実施されなければいけないと思います。

【三井委員】 それと、フルインクルーシブ教育についてです。やはり、今の教育がフルインクルーシブになっていないことが、イコール差別だということを常に感じます。先生たちの苦

労という話はよく出てくる話ですが、それも含めて、どういう形で、誰もが同じ学校へ行き、そして同じ地域で生きていけるかというようなことが、教育のところでも必要なのではないかと思います。後半の環境整備の部分では若干触れられていますが、教育の部分に言葉として今は記載がないので、言葉を入れられる方向で皆さんに提案をしたいと思います。また、審議会が終わりに近づいてきましたが、人権博物館のことがあまり何も話されていません。これからは、ある程度具体的なスケジュールを立てて入れておきたいです。そうしないと、絵に描いた餅になってしまいます。例えば、いつまでに検討委員会を作るとか、この審議会の中からもメンバーを選ぶとか、具体的な目途を立てたいです。国立市ほど人権問題に関わっている市は他にはありません。早くそれをみんなの目に触れさせて、少しでも差別をなくしたいです。松葉部長が言っていた京都のウトロ平和祈念館に先日行ってきました。その場所は、静かな資料館ということではなく、学生や市民の集まりの場、学習の場にもなっていて、にぎやかでした。差別をきちんと学べ、語り合える場所として、誰でも出入りしやすい場所として存在できるような博物館でした。国立市の人権博物館もこんなふうにつくりたいと思いました。

【炭谷会長】 人権博物館については、この審議会の中から出された新しい提案だと思いますので、これから市の方で検討していただきたいと思っております。博物館の部分ですと私は、もう少し例えば前半の部分にですね、国立市のこれまでの人権の歩みを踏まえたものとか、国立市の特色を生かしたものとかなですね、そういうような文章が入るとよいのかなと思います。

【三井委員】 あと、平和の観点も含めて人権博物館を検討することが必要だと思います。

【炭谷会長】 ちょうど最近、平和と人権について少し学ぶ機会があったところなのですが、その関係性について、平和は人権の重要なひとつという考え方と、人権の向上には平和が重要だという考え方と、その逆だという考え方と、3つの考え方があるということを勉強しまして、非常に難しい問題なのだと感じたしだいです。

【神田委員】 先ほどの、認知されやすい・されにくいの部分についてですが、比較的過去から認知されてきた問題なのか、最近の問題なのか、歴史的な事実としてまとめていけば、異論は出にくいのではないのでしょうか。

【炭谷会長】 ありがとうございます。事務局より、続いての説明をお願いします。

(事務局より、4. の説明)

【押田委員】 インターネットの問題は本当に深刻な状況となっていて、対応の必要性が高まっているのだと思います。国の法律もだんだんと整備されているようですが、緊急性も含めて、まだまだその救済というところが問題はあるのだと思いますので、より厳しい取り組みが必要なのだと思います。もう少し記述をプラスしてもよいのかなと思います。

【炭谷会長】 今のご意見は、ネット上の人権問題に悩みを抱えた際の相談体制について記載がある部分と関係があるかと思うので、その部分を膨らますことも選択肢の一つかと思います。

【事務局】 今ご指摘をいただいた点、答申(案)に記載されているように、国による法整備なんかが進んできている状況ですが、なかなかそのこと自体、市民の皆様に十分に伝わっていない、伝えきれていないというところがあるかと思います。いわゆるネット上で人権侵害にあったときに、どう対処するべきなのか、どこに相談できるのかといったことは、表現を再度検討したいと思います。市では昨年の夏から試行的ではありますがモニタリングを行ったりもしていますが、国立市に関するネット上の情報というものが割と出ているなという印象がありますので、このあたりの事も含めて、計画の中でも触れていけたらと思っています。

【炭谷会長】 市のモニタリングで、不適切なものがあったり削除要請までされているようなものが実際にあったりするのでしょうか。

【事務局】 そういったケースも数件ありますので、引き続き対応していければと思っています。

【炭谷会長】 わかりました。そのような取組を既に始められているということも含めて、もう少し記載した方がよいのかもしれません。それと、市民の方が、自分で削除要請するというのはやはりハードルが結構高いと思います。その意味で、相談というのは非常に重要だと思います。

では続けて、事務局から説明をお願いします。

(事務局より、5. 以降について説明)

【三井委員】 先日、アポイントを事前に取りずに東京都庁へ行ったのですが、すぐに職員が警備員を呼ぶということをされました。以前から福祉部局の方に行ったりしていましたが、このような対応をされたのは今回が初めてでした。カスハラの記事の部分がありますが、何か意見を押しえつめるような、そういう感じがあったので、できれば東京都のカスハラ条例という例示もちょっと違うんじゃないかなと思うので削除いただきたいと思います。押しえつけていく、徒党を組んでいくとそれを全部排除していくみたいな感じがあったので。私たちはアポイントを取らずにそこへ行くみたいな運動のやり方をしてきたのですが、アポイントをとらなければ意見が通らないみたいなことになってしまうのはちょっと違うかなと思いました。働く職員の人権が尊重されるっていうところがしっかりと書かれていて、ここの部分に関してどういうふうにやったらその人一人が、ただずっと仕事するってだけではなくて、その人の人権も尊重されるかということをして役所が考えていくってことはすごく大切だと思うのですが、やっぱりこれだけを前面に強く出されると、何と言うか、向き合うことへの抵抗みたいなものをされてしまうのではないかと。訴えている側としては厳しいなというふうに感じる部分もあります。そこがやっぱり両方とも良くなるような形の書き方をしていただきたいという中で、この部分はちょっと言葉が強いというか。

【炭谷会長】 本来の要望活動とか陳情活動を妨げるという趣旨は、もちろん都の条例もそうっていないのだからと思います。都の条例も3つのパターンぐらいに分けてカスハラについて説明していたと思いますけれども、いずれにしても今言われた内容というのは、カスハラには該当しないケースだと思うので、こういう誤解のない、むしろ逆の面で使用されるということやはり防がなければいけないことだと思います。

【神田委員】 そもそもまだ違和感があるのですが、目的として、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画づくりのために審議会として答申をするという状況の中で、その目的のために何をすればいいんだろうということを考えてこの項目を出しているのだと思うのですが、職員が高い人権意識を持つ必要があるというのはその通りだと思いますので、そのために研修しましょうというのは目的の方向性として間違っていないと思うのです。一方で、市の職員の人権をカスハラから守りましょうとか、ライフステージに合った職員の働き方というのは、どう結論の方に結びついていくのだろうというのがまだ理解できていないです。何か書き方を工夫しないと、どう繋がっているのかなというのがやはりわからないと、なかなか厳しいのではないかなと思います。

【炭谷会長】 市の職員の人権意識を高めていただきたいというのが主眼の部分ですので、表現は検討したいと思います。

【押田委員】 実際、この文面を入れる理由というか、実際の問題として、どのような状況にあるのでしょうか。

【事務局】 基本的には、当然市民の皆様からのご意見や苦情というのは、新たな政策課題の発見や推進につながるということで受け止めていくことが大前提というところがあります。ただ、その中には、時折、一般的な要望の範囲から大きく逸脱するようなこともあり、そのことで職員がダメージを受けるということもあったことから、都の条例ができたということもあり、市の中でもカスハラの対策を整理したところでもあったため現在記載しているものとなります。しかし今のご議論のとおり、職員が人権意識を高めるということが大前提として重要なわけで、これは基本方針の大きな理念にもなっている内容です。神田委員ご指摘のとおり、職員の研修というのは非常に重要なものですのでその記載をしています。職員の人権を守るという視点は、審議会の皆様からの答申として少しメッセージの方向性がわかりづらくなってしまったかなと思ったしだいです。

【只野委員】 前回私がこの部分で申し上げたのは、職場の人権環境が整わないと、人権意識を高めるといってもなかなかそれは難しいのではないかなと思うという視点でして、そこは連動している問題なのではないかなと思います。ただ、分量の問題で、今の（案）だと少し職員の人権の方をやや書き過ぎている感じもありますので、もし書くとすれば、まずは市民の方からのご意見や批判は謙虚に受け止めますということをしちんと最初に明記することが大事かなと思います。そのうえで、なお書きとして一部においては、という形の方がよいのではないかと。今

はその逆になってしまっているのです、逆転させた方がいいのだろーと思います。

【炭谷会長】 今のご意見を含め、検討してみたいと思います。

【古川副会長】 違和感があるのは、カスハラは、市民から職員へ方向が向いている話です。で、今、市民の人権を守ろうという計画を作る答申を審議している中で、ここだけ逆のものとなっていることで違和感があるのだと思います。ただ、職場での職員の人権が守られないと、人権意識を高めて他者の人権を守ろうという意識には向かないというのはそのとおりだと思うので、その方向性自体には誤りはないのだと思います。ある意味位置付けの問題で、人権意識が向上すると、おのずと職場の中でのハラスメントも無くなっていくというような関係の位置付けにしないといけないのかなと思いました。

【神田委員】 一案としてですが、カスハラも分野別の人権問題なのではと思うところもあるので、そっちの部分で整理できないでしょうか。

【事務局】 基本方針の分野別人権課題では、ハラスメントという項目があります。その中に、カスハラというのはこれまでの視点としては入っていませんでしたが、項目としてハラスメントがありますので、その中に位置付けるというのはできると思います。また、このハラスメントの中身は、市内全体をみたときに、セクハラやパワハラといったハラスメントがない地域社会を作っていく、そのために行政で何かできるかということの視点でしたので、カスハラをここに含めていくと考えたときに、市内のお店だったり企業の中だったりで起こらないような社会を作りましょうというメッセージになるため、より大きい視点での発信につながるということはあると思います。事業者の方の観点・問題意識としても、カスハラの問題はあると思いますので、そういった意味でも、位置付けていくことは可能なのかなと思います。

【三井委員】 言い忘れていた内容ですが、事業者に関して記載がある部分について。昨年市が調査を行い、その回答があった事業者が非常に貴重な存在であるという趣旨の記載があるのですが、回答があった・なかったに関わらず取り組んでいく必要があるかと思うので、記載の修正が必要かなと思いました。

【事務局】 回答いただいた事業所への感謝の意味も少し含んだ表現となっておりますが、当然、調査の回答の有無に関わらず、市内の事業者様は全て大切な存在でありますので、ちょっと今の表現がよくない部分ですので、この点検討させていただきたいと思います。

【只野委員】 調査に対して貴重な回答をいただいたという表現でよいのではないかと思います。

【炭谷会長】 全体を通して他にいかがでしょうか。

今回の国立市の市民意識調査は大変貴重な調査でして、先日、私は東京労働局関係の講演会があったのですが、その際にも国立市の調査結果をもとに発表をさせていただきました。

【古川副会長】 前回欠席をしてしまって申し訳ありませんでした。今後、市の方で推進計画が策定され、その後どうなるのかというのがまだ少しイメージが湧いていないのですが、計画を市が作り、計画の期間の終了前に、その計画による取組がどうであったかというのを知るために再度調査をして評価をすると思うのですが、そういった進捗管理はどのようなのでしょうか。

【事務局】 答申（案）の最後の方でも触れていただいています。市の計画の方での進捗管理ですが、いくつかのやり方があると考えています。1つは、期間の真ん中や最後の方で、どのくらい計画が進んだのかということの内外部局から聞き取りを行い、例えばこの審議会でも点検評価していただく。または、1年に1回、それぞれの取組がどういった状況にあるのかというのを毎年確認していく。それも数値的なもの・定性的なものをどう評価していくかという問題もあるかと思います。数値目標というようなことも1つの考え方としてあるかと思いますが、何をどう設定していくのか、審議会の方でもあまりこれまでご意見としていただいていたかと思いますが、我々としても今後計画を策定するときの進捗管理のやり方として、もしまたご意見をいただければと思っております。

【古川副会長】 もちろん、審議会の方で何を数値化すべきかというような議論まで持っていくことも選択肢の一つとしてあろうかと思いますが、あまり情報が多くない中でなかなか現実的ではないのかなという気もします。例えば人権博物館を5年後に設立してくださいということを答申で書いたとしても、それはどうかな…ということもあるのですが、そうすると、あ

る程度、市の部局に投げかけて、できるところを挙げてもらい集約するということもあることになろうかと思いますが、どうでしょうか。

【事務局】 一般的にですが、市の計画ですと、今回は市長室が事務局となる計画となりますけれども、その中で、市長室が直接取り組むものと、他の部署が取り組むものとが入り混じる計画になろうかと考えています。ですので、進捗管理のタイミングで、その部局にその間の取組を調査して市長室で集約し、例えば市役所の中の部長級の会議などで確認を行っていくというような方法もあろうかと思っています。いずれにせよ、基本方針において、ここの部分の仕組みは検討する必要があるとしているところもありますので、計画づくりと並行して進捗管理の在り方というのを整理していきたいと思っております。

【古川副会長】 進捗の管理は非常に重要だと思いますが、とても難しいなと感じたところです。

【押田委員】 全体をみたときに、救済機関に関する言及がほとんどないのですよね。実際に人権侵害があったときに、どこが具体的にどう対応するのか。今はおそらく市長室がいろんな意見を受けて対応するようになっているかと思いますが、今後、私たちの審議会もどう関わるのかということも含めて、救済機関をどうするのか、そこをやはりもう少し明確にしていかなければならないかと思いました。

【炭谷会長】 進捗管理については、私が想像するに、推進計画の中ではいろんな取組が並ぶと思うので、それが毎年どれだけ進んだかということを市の各部局で整理してまとめていくのだらうと思います。そして、審議会の方で1年に1回くらい進捗状況等を審議するような方向になるのではないかなと想像しております。市の取組の効果がどれくらいあったかというのは、やはり審議会で見えていった方がよいのではないかと思います。

【事務局】 今いただいたご意見ですが、答申（案）の最後の方で整理させていただいております。定量的な指標のことについてや審議会の進捗管理への関わり方について、このような形で答申としていただくこととなりましたら、それを市として踏まえまして、進捗の整理の仕方を検討していきたいと考えております。

【炭谷会長】 他に、全体を通していかがでしょうか。

【事務局】 三井委員からご提案がありました、教育の部分でのフルインクルーシブ教育の記載についてですが、今後この答申を最終的にまとめていくにあたり、もう少しご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【炭谷会長】 三井委員が先ほどおっしゃったことは、2つの側面があるかなと思っていました。1つは、人権教育という面では、なるべく早期からしょうがいしゃなど当事者と接する機会を持つことが人権教育に繋がるという意味と、もう1つは、フルインクルーシブ教育について、これはむしろ教育の実体そのものの中に、やはり分離教育ではなくて統合的な教育にすべきだという面。その2つの面をそれぞれ書き加えていく方が、方向性としては良いのかなと考えていたところでした。

【古川副会長】 インクルーシブ教育の概念が私の中でまだちゃんと理解できていないところもあるのですが、私が考えているフルインクルーシブ教育というのは、しょうがいのある子どもも学校に通える方がいいし、そもそも通う権利があるので、それを受け入れる体制を作らなければいけないということを言っているものと理解しているのですが、結果として人権教育に役立つのだとしても、主な目的がどちらかというと、通常学級に通える権利とそれをする環境を整備することが目的であって、人権教育のためにしょうがいのある子どもを受け入れますということではないのではないかなと思います。結果的に・間接的に、そういった効果がある気はしますが、あまり、教育のためになるから・人権教育のためになるからというようなことではないような気がします。

【三井委員】 私たちが考えているのは、やはり幼いときから、誰も排除されることなく一緒にいることで条例のソーシャル・インクルージョンに結びつくというところがあるかと思うので、入れない環境が地域に無いという状況が地域に必要なかと思っています。そもそも同じ地点に立つことが人権の始まりだと思います。

【大島委員】 若い頃にヨーロッパ、特にフィンランドやスウェーデン、イギリスなどの教育を視察したことがあるのですが、当時の日本から比べたらはるかに進んではいた。すごく大事なものは、やはり環境整備がないと理念だけでは進まないということ。専門的な人材配置とかそ

ういうものがきちんとできてないと、なかなか難しい。ただ入れればよいということではないと思うので。そうしますと、答申の中でどこに位置付くかと考えたときに、人権に配慮した環境整備というところに今位置付いているわけですので、そこがやはり座りがいいのではと思います。既にフルインクルーシブ教育という言葉も環境整備の部分に入っているので、大きな視点として位置付いていると思います。

【押田委員】 教育・啓発の中で、条例の理念を活用していくという趣旨の記載があると思うのですが、そこに、フルインクルーシブ教育は入っていると思いますので、言葉として入れるのであればそこが良いのかなと思います。

【炭谷会長】 フルインクルーシブ教育については、実体的には、環境整備そのものだと思いますので、その効果としては先ほど古川委員がおっしゃったような間接的な効果という側面もあるでしょうから、その入れ方をちょっと工夫してみたいと思います。

【事務局】 次回8月の審議会が、答申前の最終的な確認をしていただく場となろうかと思います。本日もご意見を複数頂いておりますので、次回、最終の審議会となりますが、前半で確認作業を行い、後半で答申を行うということになろうかと思います。本日欠席の委員もいらっしゃいますし、皆様の方でも追加意見があればこの後いただきたいと思いますが、事務局の方で整理をし、次回の審議会の前までに、最終の答申（案）として皆さんにみていただく手はずを整えたいと思います。よって、今後のスケジュールですが、8月21日（木）を最終的な審議・答申の場として、予備日としておりました9月25日（木）は審議会は開催しない方向で対応したいと思いますので、ご予定の程よろしく願いいたします。

【炭谷会長】 本日は以上で終了としたいと思います。ありがとうございました。

以上